

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

平成 27 年 12 月 10 日（木曜日）

場所：委員会室

開 会 14 時 53 分 ～ 閉 会 15 時 53 分

委員会に付した事件

平成27年12月10日開会平成27年第4回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委員長	7番	中野祥太郎
委員	1番	小田高正
〃	2番	長嶺吉家
〃	3番	白松博之
〃	4番	西村良子
〃	5番	田中敏雄
〃	6番	小田達雄
議長		末若憲二

欠席委員 なし

出席説明者

町 長	中 村 秀 明
教 育 長	小 田 武 之
総務課長	花 田 憲 彦
住民課長	中 野 克 美
民生課長	中 野 貴 夫
経済課長	工 藤 茂 篤
施設課長	田 中 達 治
教育委員会事務局長	金 田 浩 祐
出納室長	齋 藤 徹
福賀支所長	小 野 裕 史
宇田郷支所長	近 藤 進

事務局職員

議会事務局長	梅 田 晃
書 記	野 原 淳

審議の経過（要点記録）

開会 14時53分

○委員長（中野祥太郎） それでは、引き続いて、行財政改革等特別委員会を開催いたします。

先ほど、ご指名を受けました中野でございますが、何分にも不慣れでございますので、どうか皆様のご支援をもって、この委員会がスムーズに進みますようにご協力をお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（中村秀明） 委員の皆様方には、大変お疲れ様でございます。また先ほどは、新しい議会体制が決定をいたしましたこと、ご同慶に存ずる次第でございます。田中前議長には、6年間大変お疲れ様でございます。議会の方の議長として、また執行部は私が、ともに一緒になって活動することも多くあったわけでございますが、今日6年間という月日をお聞きしまして、改めて、本当に時間の経つ早さを再認識したところではありますが、本当に、山陰自動車道はもちろんでございますが、今、阿武町を取り巻く環境、状況、大変注目度が高い中で、私と田中議長一緒になって取り組んでいくことが多くあったわけでございますが、おかげさまをもちまして、今日まで町行政の円滑な推進ができましたこと、本当に、議会の運営もそうでございますが、田中前議長さん、本当にお疲れ様でございます。また、これからも一議員として阿武町議会の発展と、町政の発展にご尽力を賜ればというふうに思っております。大変お疲れ様でした。

また、新末若議長には、以前も議長の職におられたわけでございますが、再び議会の方のトップとして、両輪の役目を果たしていただかなくてはいけないわけでありまして、状況等につきましては、既にご高承のことというふうに思っ

ているわけですが、阿武町を取り巻く環境は、本当に、先ほど注目度のことを言いましたけども、色んな面で、まだまだ取り組んでいく課題も多くあるわけですので、執行部と議会の両輪が、しっかりと手を携えて、これからの町づくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、その他の委員さんもそれぞれ決定されたわけですので。それぞれのお立場で、この阿武町議会の円滑な推進と、町政の発展にご理解ご協力いただきますようによろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○委員長 続いて、議長。

○議長（末若憲二） 引き続きの委員会、皆さん大変お疲れでございます。今日はこの後、現地踏査がないようですので、時間はちょっとあると思いますので、しっかりとご審議の方よろしく願いいたします。

○委員長 審議に入る前に、会議録署名委員を委員長において指名させていただきます。今回は、1番、小田高正委員、2番、長嶺吉家委員、よろしくお願い致します。

○委員長 それでは、審議に入ります。議案第1号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、審議を行います。質疑はありませんか。

（経済課長より発言を求める声あり。）

○委員長 はい、経済課長。

○経済課長 審議の前に、補足説明をしたいと思います。

（経済課長、資料をもとに、農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会組織について補足説明をする。）

○委員長 議案第1号について、質疑はありませんでしょうか。

○4番 西村良子 農業委員会の委員の定数と農地利用最適化推進委員の定数

が 6 人と 6 人だか、阿武町は、この新しい制度では上限が14人だが、現状は10人で、その現状の半分くらいにしなさいということが出ているので、それを受けて 6 人、解釈がいいかどうか分からないが、最適化推進委員も面積の部分から10人は置けるが、一応 6 人で、体制は12人でやるというふうに解釈してよいか。

○**経済課長** 現状農業委員の定数は10人で、市町によって定数は様々であるが、阿武町の場合は、地域の農地転用の案件であるとか、農地の法人等への集約状況を勘案して、新しい法律では、阿武町の場合14ではあるが、その範囲の中で、地域特性を考え定数を決めることになっている。最適化推進委員と合わせ現在の10人から12人の体制になると考えていただきたい。

○**4 番 西村良子** 阿武町の農業委員の任期は、来年 4 月 29 日となっているが、その後、新しい農業委員が就任するということか。それと、どういう選出をするのかということが大きな問題となるが、その辺はどう考えているか。

○**経済課長** 任期については、現行の農業委員の任期が来年の 4 月 29 日までのので、現在の農業委員が任期中は在任する。新しい制度は、任期が終了した後となる。新しい農業委員については、公募あるいは募集をかけて、地域、団体から推薦をしてもらうことになる。

○**5 番 田中敏雄** 6 人の定数の地区ごとの人員割りはどのように考えているのか。

○**経済課長** 役場として、こうして欲しいとか言うことは、できないこととなっているので、制度の趣旨を農業委員会の委員さんに周知し、ご理解いただいた中で、今後の地域への周知をしていただくことになる。

○**4 番 西村良子** 手が挙げれば誠にいいと思うが、逆に大変厳しいと思う。推薦という形になると思うが、団体等はどの辺を考えているのか。

○**経済課長** 団体推薦については、役場の方からこうしてくださいとは言えな

いので、制度の説明をし、理解をしていただいて、法人や農協等から出そうというふうになれば、出していただくということになる。

○4 番 西村良子 そういう作業は、全部現在の農業委員の役割となるのか。

○経済課長 役割というよりも、まず説明をさせていただき、よく理解していただいた中で、今後は地域の方にどういうふうに説明されるのか、ということになる。

○委員長 ほかに、ありませんでしょうか。

○6 番 小田達雄 過半数は担い手農業者で、それに女性、青年、中立な人をいれるとなると、どの程度の方がおられるかということになるが、ある程度人数の把握はできているのか。

○経済課長 現在、認定農業者は、法人が7、個人を含め14名であり、半分以上が認定農業者となるので、4名の認定農業者となる。

○6 番 小田達雄 その方がいいが、女性、青年は難しいのではないか。

○4 番 西村良子 認定農業者も地域に偏りがあり、福賀が多いと思うが、そうすると地域的なバランスがどうなるかと思うし、女性も、ある程度農業に関わる女性でないと、発言等厳しいと思うので、その辺、選ぶとしたら大変難しいと思う。

○5 番 田中敏雄 農業委員は町長が任命する。最適化推進委員は、農業委員会が委嘱するわけで、そうすると権利や責任は同等なのか。農業委員の下に推進委員があるということか。

○経済課長 農業委員会としても、許認可にかかるものは農業委員会にかかってくることになるが、上か下かということではなく、共同して行うことになる。

○委員長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することで異議ございません

んか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 1 号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について審議に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり可決することで異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について審議に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することで異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 3 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 4 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、審議に

入ります。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 4 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして審議に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例は関連がありますので一括して審議を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 8 号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、審議に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○5 番 田中敏雄 分収契約して、伐採時期が来ているものはないか。

○経済課長 原契約は、昭和45年に始まり、一番新しいもので平成10年で、樹齢が15年から45年であり、公社に確認したところ、伐期は50年と65年と75年、この辺りを中心に山の状況を見ながら、伐採計画を立てるということであった。

○3 番 白松博之 樹種はどういったものがあるか。

○経済課長 全体で129ヘクタールになるが、スギが約12ヘクタール、ヒノキが94ヘクタール、マツが約5ヘクタール、植栽面積で若干ズレがあるが、ほぼこの面積となっている。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することで異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 8 号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更については原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 9 号、平成27年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）について質疑を受けます。質疑は、歳出全般でお願いします。

○2 番 長嶺吉家 18ページ、スクールバス購入費で、スクールバスは何人乗りなのか、4WDなのか、それと入ってくる補助金とバスの代金にかなりの差があるが、その辺の検討状況を聞きたい。

○教育委員会事務局長 補助金70万円の計上であるが、申請にあたっては、補助対象部分5百数十万円の最大2分の1ということで、約250万円で申請していたが、文科省の査定により減額となった。県に照会しても詳しくは明示してくれないが、

乗車人数でマイナスされたと思われる。平成28年度は3人だが、平成32年度には9人に増えることを強く訴えたが、こうした結果になった。バスは25人乗りとなる。当初は、9人ということで、12人乗りのワゴン車を検討したが、汎用性、校外活動等を考慮して、マイクロバスにした。補助金は少ないが、過疎債が使えることになった。4WDについては、メーカーに問い合わせたが、どのメーカーもバスについては4WDは想定していないということであった。除雪された道を走ることが前提であり、重量のあるバスに4WDは必要がなく、需要もないとのことであった。

○委員長 ほかにありませんか。

○6番 西村良子 18ページの啓発ハガキは、どの範囲に配るのか。

○総務課長 萩市・阿武町の範囲に、うそ電話詐欺にかからないようにとの、啓発ハガキを配布する。域内の企業から協賛金を募ってハガキを購入するため、協賛金の額によってハガキの枚数が変わる。印刷代を協議会が出すことになるので、そのための負担金が若干かかる。年内には配布の予定。

○3番 白松博之 16ページ、イラオ山頂路網整備が完成するのはいつ頃か。

○経済課長 今年、来年、再来年の3カ年の計画としている。

○委員長 その他、質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、歳入に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することで異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第9号、平成27年度阿武町一般会計補正予算(第3回)は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第10号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）について、審議を行います。歳入、歳出あわせて質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第10号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）は、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第11号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）について、審議に入ります。歳入、歳出あわせて質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第11号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）は、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第12号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、審議に入ります。歳入、歳出あわせて質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑ないようですので、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第12号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 以上で、本日の本委員会に付託されました議案第1号から第12号までの12件全て原案のとおり可決することとなりました。以上で、審議を終了します。

○委員長 その他、ありますか。

それではないようですので、これをもって行財政改革等特別委員会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会 15時53分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 中 野 祥 太 郎

阿武町行財政改革等特別委員会委員 小 田 高 正

阿武町行財政改革等特別委員会委員 長 嶺 吉 家